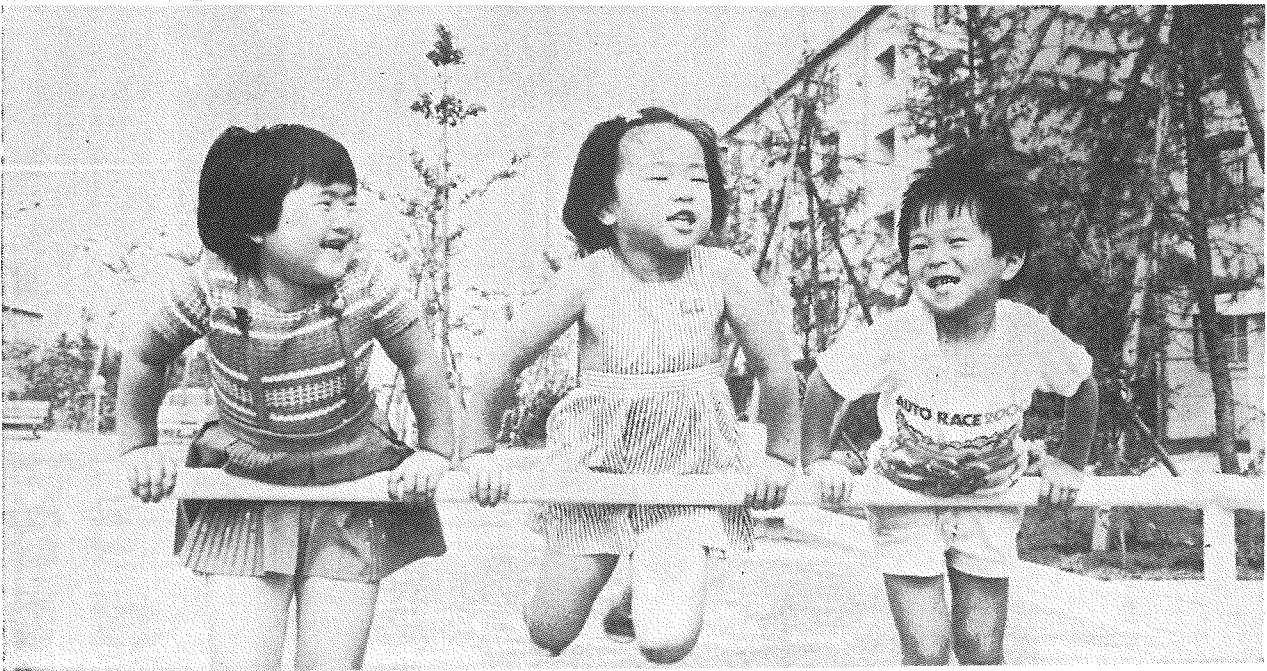


開発事業指導要綱特集

昭和52年7月20日／神奈川県平塚市役所発行／編集・企画室秘書広報課／
毎月15日／78,000部／全世帯配布（一部5円）／昭和31年10月3日 第三



開発事業指導要綱を全面改正

一方、狭い土地に小規模の建売り住宅を幾つも建てる。三開発が急増していることが、東京都の土地白書で明らかになりました。道路が行き止まりであったり、庭のない住宅がひしひしとつらねていたりで、日照や通風も十分でない姿、そうした姿は県内の各都市にも見られるところだ。災害時の消火救助活動にも支障があるこの三開発に「なんとかなければー」との声も聞かれるようになりました。市民の持ち家の割り合いは、昭和三十五年の七一・四割、四十五年の五一・六割、五十年の四九・七割と漸減の傾向にあります。これらは地価の高騰が原因しているのでしょうか、「自分の持ち家を持たない」、「庭もほしい」との願いは消えることなく、なおつよいものがあると思えます。したがって、狭いけれどもちよつと無理すれば手の届く価格の分譲住宅に食指がうくのりは当然のことともいえます。これらは土地の割りに建物の面積が大きいのが特徴で、市内の例でも、土地六六・三八平方呎（二十坪）に、建物六二・五平方呎（十八・九一坪）というのがあります。

このため、現在の法令では及ばない空白部分を埋めて、必要があるとして、従来の指導要綱を改正して、必要でマンション建設など、今後の開発事業の指針となる新しい開発事業指導要綱をつくって、七月一日に施行しました。そこで、このあらましをお知らせし、みなさんのご協力も得たいと思うものです。

[illegible]

安全で快適な住まいを

の二つに歸けりぬといふといふと、それ程がなにも
云へず、その脇がけなも
うといふと、さういふ
つてみれば、「衆徒皆驚」と
もつてゐるのだ。
平家と三都府の仲間の
をまた、「今後三都府、
五万戸内に流離する中、
このまゝに兵隊が居て、
われにくゝたかゝになさ
るの危なかるべし。」とぞ
この巻が勢ひで、開巻の
「定庵茶のど」といふ
指問したるものなはず。

の処理、学校、影響を与えてきます。それ振り回されたいということにもなかねませぬ。いなかの後援より余儀なくされるのです。より安全で、より積極的な住いや生活を求めるためには、このイギリスなんどに夢をかける限りません。そうまじやんと、行儀も国生生活もマシでまじやんとします。よりよきまじやんとするすめたい。よき調和のとれた関係事業を、世間々々のものためです。

第2種住居専用地域

(旧)北側斜線制限

4m

5m

従来の北側斜線制限では点線のところまで建築できた。

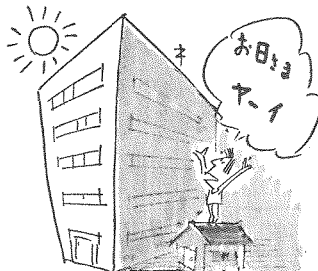
[illegible]

や、「説明会の開催」についての報告書を市へ提出していただくようにしています。

1111

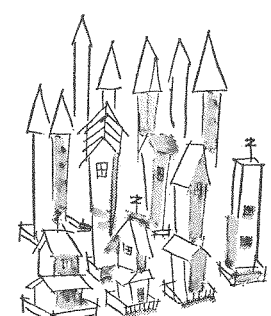
日照四時間を基準

形態を規制する

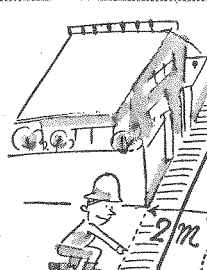


これでは大変、

ノツポビル どうする災害時……



部分を明確に

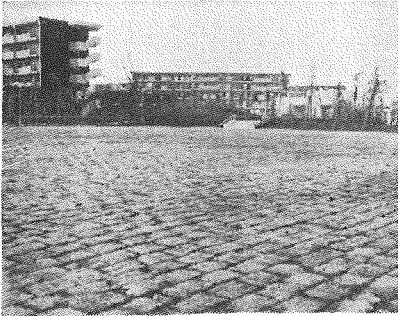


道路の中心線から2m後退
ブロックベイを

1. *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* contents were determined by spectrophotometry using the method of Lichtenthaler and Whaley (1987).

事業計画
名稱 △△△
構造 4階建
着工 昭和52
完了 " 53
事業主 ○○
設計 △△
建築主
TEL 〇
90

計画板の設置が必要



開発規模に見合った広場・道路は、これからの
開発事業に欠かせないもののひとつである

